

告 示

埼玉県告示第七十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年一月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二一―二七―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字砂山字上宿六百四十一番地 外七十九筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千八百五十五・八一立方メートル